

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上烏羽上調子町1-1		山田化学工業株式会社				
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。						
特定事業者の主たる業種 薬式中間物・合成染料・有機顔料製造業						
該当する事業者要件 <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））						
計画期間 平成 18年 4月 ~ 平成 20年 3月						
基本方針 社長を本部長とする、地球温暖化対策本部の設置と実施計画の策定、定期的な報告をおこなう						
推進体制 エネルギー消費効率の改善をはかり、0.9%以上のCO ₂ 排出量の削減を目指す						
年度ごとの具体的な取組及び措置						
18	設備、対象、工程等	措置内容				
18	生産設備	工程の見直しを行い設備点検を減らし電力削減を行う<18>9-10月に製造設備を整理した。効果測定中				
18~19	コージェネレーションシステム	ガスエンジンエネルギーの検封を行う<18>大幅な燃料コストの上昇(16-18年度比28%増)にて停業中				
18	受変電設備	老朽化受変電設備をトランナー設備に更新<18>サブ変電2ヶ所(1575容量計1300kVA)の改修を行った				
温室効果ガスの排出量						
排出区分		基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (18)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (実績) (%)
A 事業所等排出区分		3,733 t	3,701 t	-0.9 %	3,833 t	2.7 %
B 輸送車両排出区分		t	t	%	t	%
C その他排出区分		t	t	%	t	%
排出合計		*1 3,733 t	*2 3,701 t	-0.9 %	*4 3,833 t	2.7 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等						
対策等の区分		目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		報告年度(実績) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
森林の保全及び整備		(整備面積) ha	(吸収量) t	(整備面積) ha		(吸収量) t
府内産の木材の利用		(利用量) m ³	(削減量) t	(利用量) m ³		(削減量) t
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給		(発電量) kWh	(削減量) t	(発電量) kWh		(削減量) t
		(熱供給) GJ	(削減量) t	(熱供給) GJ		(削減量) t
グリーン電力の購入		(購入量) kWh	(削減量) t	(購入量) kWh		(削減量) t
削減量等合計		*3 t		*5 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)		基準年度(実績) *1 3,733 t	目標年度(計画) (19)年度 3,701 t	削減率(計画) -0.9 %	報告年度(実績) (18)年度 3,833 t	削減率(実績) 2.7 %
特記事項 ・当社ではCO ₂ 排出量を1990年度を基準として、2005年度末時点で、56.1%の削減をしています ・<18>18年9月から除害設備の強化により、蒸気使用量が増えた為結果CO ₂ 排出量が増大した(推定増大分:138.5t)ため、削減率が悪化してしまいました。 19年度では通年になるので、さらに[98.9t]のCO ₂ の増加が見込まれる						
連絡先						
担当部署						
担当者氏名						
住所						
電話番号						
ファクシミリ番号						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告者の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位(CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達)の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。